



島根県報

平成20年 3 月25日 (火)

第 1,968 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	(地 域 福 祉 課)	2
島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	(水 産 課)	2
島根県会計規則の一部を改正する規則	(会 計 課)	3

告 示

県営土地改良事業計画の決定 (5 件)	(農 村 整 備 課)	4
換地計画書の縦覧	(")	6
換地処分	(")	6
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	6
水防警報を行う河川の指定の一部改正	(河 川 課)	7
特別警戒水位の設定の一部改正	(")	7
洪水予報を行う河川の指定	(")	7
島根県立浜山公園の指定管理者の指定	(都 市 計 画 課)	7
島根県立石見海浜公園の指定管理者の指定	(")	8
島根県立万葉公園の指定管理者の指定	(")	8

訓 令

島根県職員表彰規程の一部改正	(人 事 課)	8
----------------	---------	---

選管規程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程 の一部を改正する規程		9
--	--	---

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		9
不在者投票を行うことができる施設の指定		10

人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		10
--------------------------	--	----

監査告示

島根県監査委員処務規程の一部改正		10
------------------	--	----

労委告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による職員の範囲の 認定		11
--	--	----

正 誤

平成20年 3 月14日付け島根県報第1,965号中	(森 林 整 備 課)	12
----------------------------	-------------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (規則第20号)

1 規則の概要

児童福祉専門分科会児童処遇部会の担任する事務を追加することとした。(第6条関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則(規則第21号)

1 規則の概要

(1) 漁業活性化資金、長期漁船建造資金、新規漁業着業支援運転資金及び漁業経営緊急支援資金について、融資機関の資金措置に係る割合を改めることとした。(第3条関係)

(2) 漁業活性化資金及び新規漁業着業支援運転資金について、融資利率を改めることとした。(別表関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則(規則第22号)

1 規則の概要

(1) 資金前渡をすることのできる経費に配偶者等からの暴力被害者自立支援金を追加することとした。(第48条関係)

(2) 遅延賠償金を徴収する場合の割合を年3.7パーセントに改めることとした。

(3) 他の部局の出納事務を併せ行う出納員を置く部局名等を改めることとした。(別表第1関係)

(4) その他様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)、(2)及び(3)(隠岐支庁に係る部分を除く。)については、平成20年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第20号

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

島根県社会福祉審議会規則(平成12年島根県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表児童福祉専門分科会の部児童処遇部会の項担任する事務の欄中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 児童虐待を受けているおそれのある児童の住所等への立入調査等及び児童虐待を受けた児童に行われた一時保護の実施状況、重大な児童虐待の事例等に係る報告の検証等に関する事項

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第21号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、次条第4号に掲げる資金にあっては、預託又は貸付けを受けた額に1.40を乗じて得た額以上の融資を行うものとする。

別表漁業活性化資金の項中「1.7パーセント」を「1.9パーセント」に改め、同表新規漁業着業支援運転資金の項中「1.9パーセント」を「2.2パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の認定又は決定に係る融資について適用し、同日前の認定又は決定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第22号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則（平成20年島根県規則第14号）に基づく自立支援金の貸付けに要する経費

第71条第1項中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改める。

別表第1 隠岐支庁の項中 「隠岐福祉事務所」を「隠岐保健所」に改め、同表東部県民センター雲南事務所の項中 「東部雲南

福祉事務所」を「雲南保健所」に改め、同表西部県民センターの項中 「西部福祉事務所」を「浜田保健所」に改め、同表保健所」

西部県民センター県央事務所（川本駐在グループ）の項中「西部農林振興センター県央事務所」を 「西部福祉事務所」西部農林振興セン

ター県央事務所」に改め、同表益田翔陽高等学校の項を削る。

様式第8号その1、様式第11号、様式第24号の2及び様式第42号その4中 「日 附 印」を「領収日付印」に

改める。

様式第72号その1中

「(4) この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。」

を

「(4) この督促（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立て（審査請求）の決定（裁決）があったことを知った日の翌

日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立て（審査請求）があった日から3か月を経過しても決定（裁決）がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定（裁決）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第48条第2項の改正規定、第71条第1項の改正規定及び別表第1の改正規定（隠岐支庁の項に係る部分を除く。）は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

告 示

島根県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

奥出雲地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

奥出雲町役場

島根県告示第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

奥出雲地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

奥出雲町役場

島根県告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 3 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
奥出雲地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
奥出雲町役場

島根県告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 3 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
奥出雲地区客土事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
奥出雲町役場

島根県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 3 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
奥出雲地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
奥出雲町役場

島根県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う注連川地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年3月25日

島根県知事 溝口善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年3月25日から21日間

3 縦覧の場所

吉賀町役場

島根県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、美郷町長から石原地区における換地処分を平成20年3月13日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年3月25日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県告示第248号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成20年3月25日

島根県知事 溝口善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

隠岐郡海士町大字豊田414 - 5 山下 照夫

〃 海士町大字知々井1671 - 3 竹村 洋典

〃 海士町大字御波189 亀谷 隆

(2) 加入区

海士町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

海士町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧の期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

海士町漁業協同組合

島根県告示第249号

水防警報を行う河川の指定（平成17年島根県告示第581号）の一部を次のように改正し、平成20年 3 月25日から施行する。

平成20年 3 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表益田川の項中 「 2.00 1.20 」 を 「 2.30 1.30 」 に改める。

島根県告示第250号

特別警戒水位の設定（平成17年島根県告示第881号）の一部を次のように改正し、平成20年 3 月25日から施行する。

平成20年 3 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表益田川の頂を削る。

島根県告示第251号

水防法（昭和24年法律第193号）第11条第 1 項の規定により、次のとおり洪水予報を行う河川を指定したので、告示する。

平成20年 3 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

水 系	河川名	実 施 区 間		基 準 地 点	担 当 部 署
		左 岸	右 岸		
益田川	益田川	益田市七尾町（堀川橋上流）から益田市中須町（河口）まで	益田市染羽町（八坂橋）から益田市久城町（河口）まで	染羽観測所	島根県土木部河川課 気象庁松江地方気象台

島根県告示第252号

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年 3 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立浜山公園
- 2 指定管理者
出雲市矢野町999番地 特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21
- 3 指定期間

平成20年4月1日から2年間

島根県告示第253号

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立石見海浜公園

2 指定管理者

浜田市朝日町91番地13 株式会社I S P

3 指定期間

平成20年4月1日から2年間

島根県告示第254号

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立万葉公園

2 指定管理者

益田市大谷町36番地3 大畑建設株式会社

3 指定期間

平成20年4月1日から2年間

訓 令

島根県訓令第6号

本 庁
地方機関

島根県職員表彰規程（昭和46年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条中「出納長並びに」を削る。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 永年勤続職員表彰 次のア又はイのいずれかに該当する職員でその職務に精励したものを表彰するもの

ア 本県に職員として30年以上在職していること。

イ 本県に職員として25年以上在職し、かつ、表彰を受ける日の属する年度の末日において年齢が55歳以上であること。

第5条第2項第2号中「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に改める。

第 7 条中「 2 以上を」を削り、同条第 3 号を削る。

第 8 条中「第 20 条第 1 項に規定する課長又は規則第 93 条第 1 項」を「第 12 条第 1 項に規定する課等及び同条第 2 項に規定する課並びに規則第 17 条」に改め、「福祉事務所、保健所及び」を削り、「第 3 条」を「第 3 条第 2 号」に、「次の書類」を「内申調書（様式第 1 号）、功績調書（様式第 2 号）及び参考資料」に改め、同条各号を削る。

様式第 1 号を削り、様式第 2 号を様式第 1 号とし、様式第 3 号を様式第 2 号とする。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 20 年 3 月 25 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第 1 号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成 6 年島根県選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式その 2 備考及び別記第 1 号様式その 3 備考中「契約書の写し」の次に「及び積算書（写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費等の区分により記載）の写し」を加える。

第 4 号様式その 2 中 「 備 考 」 を 「 走行距離 」 に改め、同様式備考に次のように加える。

5 燃料供給の内訳は、燃料の供給ごとに記載してください。

6 「走行距離」欄に走行した日ごとの走行距離を記載してください。

第 7 号様式（別紙）その 3 中

「 備 考 」 を 「 燃料の供給を受ける自動車の登録番号 」 に改め、同様式備考に次のように加える。

3 請求内訳は、燃料の供給ごとに記載してください。

4 この請求書には、納品書（納品日について、選挙運動期間中の日付のあるものに限る。）の写しを添付してください。

5 「燃料の供給を受ける自動車」は、選挙運動用自動車に限られています。

第 8 号様式備考 3 中「（ 2 種類の場合には各 1 枚）」の次に「及び納品書の写し」を加える。

第 9 号様式備考 3 を同様式の備考 4 とし、同様式備考 2 の次に次のように加える。

3 この請求書には、納品書の写しを添付してください。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第 9 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和

26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成20年3月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
島根県立湖陵病院	出雲市湖陵町大池240番地	平成20年1月31日

島根県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成20年3月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574番地4	平成20年2月1日

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

島根県人事委員会規則第2号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第6中「高速道路交通警察隊六日市分駐隊」を「高速道路交通警察隊浜田分駐隊六日市詰所」に改める。

附 則

この規則は、平成20年3月27日から施行する。

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第1号

島根県監査委員処務規程(昭和29年島根県監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月25日

島根県監査委員 福 間 賢 造
同 大 屋 俊 弘
同 山 崎 悠 雄
同 谷 本 敏

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 課の所掌事務は、次のとおりとする。

監査第一課

- (1) 監査計画の調整及び委員協議に関すること。
- (2) 一般会計、特別会計及び公営企業会計（病院事業会計を除く。）並びに基金に係る定期監査に関すること。
- (3) 一般会計、特別会計及び公営企業会計（病院事業会計を除く。）並びに基金に係る現金出納検査に関すること。
- (4) 一般会計、特別会計及び公営企業会計（病院事業会計を除く。）に係る決算審査並びに運用基金運用状況審査に関すること。
- (5) 健全化判断比率に係る審査に関すること。
- (6) 職員の人事、研修及び庶務に関すること。
- (7) その他監査第二課の所掌に属さない事務に関すること。

監査第二課

- (1) 公営企業会計のうち病院事業会計に係る定期監査、現金出納検査及び決算審査に関すること。
- (2) 行政監査に関すること。
- (3) 随時監査に関すること。
- (4) 財政的援助団体等の監査に関すること。
- (5) 住民監査請求監査に関すること。
- (6) 外部監査の事務の協力に関すること。
- (7) 境港管理組合の監査に関すること。
- (8) その他監査第一課の所掌に属さない監査に関すること。

附 則

この告示は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第 1 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法第 3 条第 4 号の職員が結成し又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を、平成20年 3 月13日次のとおり認定したので告示する。

平成20年 3 月25日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

島根県病院局の職員が結成し、又は加入する島根県病院局職員労働組合については、当該病院局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	役 職 名
本局	局長
	課長
	調整監
	総務グループリーダー
	副院長
	局長
	室長

中央病院	次長 診療部長 看護部長 総務管理部長 経営企画部長 部長（科を統括する者に限る。） 科長 総務グループ課長
こころの医療センター	病院長 副院長 局長 医療技術部長 次長 室長 薬剤科長 総務企画グループ課長

正

誤

平成20年3月14日付け島根県報第1,965号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から17	水源のかん養	土砂の流出の防備